

# 平成30年度 消費者教育



## 中核的人材育成研修

消費者トラブルに関する個別分野の知識の習得や、事例・対象に合わせた効果的な情報発信等、地域における消費者教育の実践者として必要な知識やスキルを習得することを目的とした研修を実施します。

- 受講対象者 ・ 県及び市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口で消費者行政に従事している消費生活相談員・行政担当職員等  
 ・ 長野県消費生活サポーターとして登録されている者

- 会場 長野会場：長野県北信消費生活センター  
 長野市大字中御所字岡田98-1長野保健福祉事務所庁舎 1階 教室

参加  
無料

塩尻会場：塩尻総合文化センター

塩尻市大門七番町4番3号 2階 大会議室 (10/17、11/14、12/12)  
 3階 301多目的室 (10/24、11/28、1/23)

### 研修日程等

AM: 10時30分～12時30分 PM: 13時30分～15時30分

定員: 各講座50人(1会場)

| 回数  | 長野会場                | 塩尻会場                | 時間 | 講座番号 | テーマ  | 受講申込書提出期限          |
|-----|---------------------|---------------------|----|------|--|--------------------|
| 第1回 | H30<br>10/10<br>(水) | H30<br>10/17<br>(水) | AM | ①    | 消費生活に関わる法律の知識<br>(民法と消費者関連法、成年年齢引下げに関する内容を含めて) | H30<br>9/28<br>(金) |
|     |                     |                     | PM | ②    | 決済方法の多様化に関する講義・事例研究<br>(仮想通貨に関する内容を含めて)        |                    |
| 第2回 | 10/31<br>(水)        | 10/24<br>(水)        | AM | ③    | 消費者契約法に関わる講義(改正内容を含めて)                         | 10/12<br>(金)       |
|     |                     |                     | PM | ④    | 消費者契約法に関わる事例研究                                 |                    |
| 第3回 | 11/7<br>(水)         | 11/14<br>(水)        | AM | ⑤    | 特定商取引法に関わる講義(医療法改正を踏まえて)                       | 10/26<br>(金)       |
|     |                     |                     | PM | ⑥    | 特定商取引法に関わる事例研究                                 |                    |
| 第4回 | 11/21<br>(水)        | 11/28<br>(水)        | AM | ⑦    | 高齢者等の消費者トラブルに関する講義・事例研究<br>(見守りに関する内容を含めて)     | 11/9<br>(金)        |
|     |                     |                     | PM | ⑧    | 電話勧誘等による消費者トラブルに関する講義・事例研究                     |                    |
| 第5回 | 12/5<br>(水)         | 12/12<br>(水)        | AM | ⑨    | ネット・チラシ等の広告による消費者トラブルに関する講義・事例研究               | 11/22<br>(木)       |
|     |                     |                     | PM | ⑩    | インターネット取引による消費者トラブルに関する講義・事例研究                 |                    |
| 第6回 | H31<br>1/16<br>(水)  | H31<br>1/23<br>(水)  | AM | ⑪    | コミュニケーション講座 (消費生活相談のスキルアップ)                    | H31<br>1/4<br>(金)  |
|     |                     |                     | PM | ⑫    | 消費者教育・啓発のための出前講座の手法                            |                    |

※この研修は、長野県が公益社団法人全国消費生活相談員協会に委託して実施します

### ～ 申込方法 ～

- 受講申込書(裏面) 消費生活相談員・行政担当職員等…別紙1 消費生活サポーター…別紙2  
 ■申込方法 郵送、FAXまたは電子メールにより下記お問い合わせ先に提出してください  
 消費生活相談員・行政担当職員等は各所属で取りまとめて提出してください  
 ■申込締切 上記各回ごとの提出期限のとおり(複数回分を一括で申込みされても結構です)  
 \*講座番号ごとに受講申し込みが出来ます \*受講決定の通知は送付しませんので、当日会場にお越しください



長野県消費者被害防止啓発キャラクター  
もシカっち

\*お問い合わせ先 長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係  
 (申し込み先) 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1  
 電話 026-223-6770 FAX 026-223-6771  
 電子メール kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

\*長野県消費生活情報 <http://www.nagano-shohi.net/>



しあわせ信州